

運転免許

○自動車運転するには

日本で運転するには、日本の運転免許証、ジュネーブ条約に基づく国際運転免許証、外国の運転免許証（一部の国、地域のものに限る）のいずれかを所持する必要があります。自国の有効な運転免許証を持っている人は、審査に合格すれば、日本の運転免許証へ切替えることができます。

○国際運転免許証

ジュネーブ条約締約国が発行し、同条約に定める様式に合致した国際運転免許証に限り、日本に上陸（入国）した日から1年間又は当該免許証の有効期間のいずれか短い期間、日本で運転することができます。

- 注意 1 ジュネーブ条約締約国が発行した国際運転免許証であっても、他の条約（ウイーン条約等）に基づく様式により発行された国際運転免許証では、日本で運転することができません。
- 2 住民基本台帳に記録されている方が日本を出国し、3月に満たない期間に再度日本に上陸（入国）した場合の上陸日は、国際運転免許証で運転することができる期間の起算日とはなりません。場合によっては無免許運転となることもありますので、詳しくは、最寄りの警察署、運転免許課へお尋ねください。

○外国運転免許証

現在、スイス連邦、ドイツ連邦協和国、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国及び台湾の外国運転免許証で、当該免許証を発給する権限を有する外国等の行政庁等又は外国の領事機関、日本自動車連盟（JAF）等が作成した日本語による翻訳文が添付されているものについては、日本に上陸（入国）した日から1年間又は当該免許証の有効期間のいずれか短い期間、日本で運転することができます。

- 注意 1 住民基本台帳に記録されている方が日本を出国し、3月に満たない期間に再度日本に上陸（入国）した場合の上陸日は、外国運転免許証で運転することができる期間の起算日とはなりません。場合によっては無免許運転となることもありますので、詳しくは、最寄りの警察署、運転免許課へお尋ねください。

○日本の免許への切替

外国運転免許証は、日本の運転免許証への切り替えの申請が可能です。兵庫県内では明石市内にある自動車運転免許試験場で行っています。ただし、取得した外国運転免許が有効であること（期限の切れた免許は切り替えできません）、外国の免許を取得してから、通算して3ヶ月以上その国に滞在していたことが証明できることが必要です。

※外国運転免許の切替について

JAF のホームページ

<https://jaf.or.jp/common/kuruma-qa/category-drive/subcategory-another-country/faq181>

(1) 必要書類

提出書類及び詳細については、運転免許試験場にお尋ねください。

(2) 一般的な申請から切替までの流れ

①切替申請 ②質問・書類審査③適性試験 ④知識の確認 ⑤運転技能の確認

注意：⑤運転技能の確認は、①～④を合格した後、指定された日に実施します。

○運転免許の有効期限

原則、新しく取得した日本の運転免許証の有効期間は、適性試験（運転免許試験）を受けた日の後の3回目の誕生日の1ヶ月後までで、その後は、3～5年毎の更新となります。

有効期間を過ぎると免許は失効しますので、ご自身の運転免許証の有効期限を確認し、忘れずに更新手続きをしましょう。

○住所が変わったときは

住所が変わったときは、運転免許証に記載された住所を変更する手続きが必要です。

運転免許証と、新しい住所を証明するもの（住民票など）を持って、県下の警察署又は運転免許更新センターなどで手続きをしてください。

○運転免許の停止や取り消し

日本では、運転免許について違反点数制度を採用しています。違反点数制度とは、信号無視などの交通違反や交通事故を起こした場合に点数が付けられ、この合計点数（累積点数）が一定の基準に達したときに、免許の停止、または取り消しの処分をする制度です。なかでも、飲酒運転やひき逃げ、薬物の影響による危険な運転をした場合などの処分は厳しく、一度犯すだけで免許が取り消される場合があります。交通事故を起こして人を死傷させれば、交通刑務所へ収監される場合もあります。

参考ページ <https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/traffic/license/index.htm>

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。